

入国者の待機等期間中のリネン類の取扱いについて（C社の試案） R2.4.9 改訂

入国者がホテル等に滞在するケースには、「入国検疫の際のPCR検査中の停留」、「PCR検査の結果「陰性」の者の2週間待機要請」、及び「(PCR検査が行われない入国者に対する)2週間待機等要請」の3つのケースがあるが、ホテル等に滞在した者の使用済みのリネン類については、次のように取り扱う。

試案1 ホテル等において一時的に保管をお願いする。

- ① ホテル等において、使用済みのリネン類を、氏名、回収日等を明示したビニール袋に入れ、保管する。ビニール袋には、品物別（少なくとも「シーツ類」「タオル類」別）に収納することが望ましい。
- ② ビニール袋に、十分な量の次亜塩素酸ナトリウムを噴霧等する。
- ③ PCR検査を受け、検査結果が「陽性」の場合は、そのまま焼却処分とする。ホテル等から、廃棄数量（品名、サイズ等）をリネン会社に連絡していただく。（2週間待機中に発症し、検査を受けることがある。）
- ④ 検査結果が「陰性」の場合、待機期間（2週間）が満了した場合は、その時点で、リネン会社が回収し、基準に従って洗濯等の処理を行う。

試案2 水溶性の感染防止ランドリー袋等を利用する。

- ① ホテル等において、使用済みのリネン類を、水溶性の感染防止ランドリー袋等に、品物別に入れ、十分な量の次亜塩素酸ナトリウムを噴霧等して所定の場所に置く。
- ② リネン会社が回収し、ビニール袋・バッグに入れたまま基準に従って洗濯等の処理を行う。

※ 試案1の場合の廃棄処分に伴う補償費、試案2の場合の水溶性の感染防止ランドリー袋等の費用について協議をする必要がある。

※ ホテル等におけるリネン類の取扱い上の留意事項を、あらかじめ情報提供しておくことが重要。

（参考）ホテル等における留意事項の例

- ① リネン類を取り扱う際は、マスク、手袋を使用（毎日交換）するとともに、できるだけゴーグルを着用する。
- ② ベッドメイキングによる感染防止に配慮する。
 - ・リネン類の交換頻度（シーツ、デュベカバーは交換しないなど。）
 - ・ベッドメイキングを宿泊者自身が行う。等
- ③ リネン類の搬入・搬出口、引き取り場所等を固定しておく。